

# 個人情報保護制度 令和 5 年度改正について

総合政策部 市政情報課

## 1. 契機

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体に影響する改正については、令和5年4月1日から施行されることになりました。

市の個人情報保護制度については、平成15年に日高市個人情報保護条例を定めて以来、条例に基づき運用してきましたが、この改正により市にも「個人情報の保護に関する法律」が直接適用されることになりました。

## 2. 概要

### (1) 改正の狙い

来たるべきデジタル社会に対応するため、データの流通を確保し、また国際的な制度との調和を図るとして、令和3年5月19日公布されたデジタル改革関連法の中で、今回の法改正が行われています。

### (2) 2つの一元化

#### ア 法制の一元化

従来は、官民でそれぞれ適用される法律が異なり、さらに自治体については、それぞれが条例や要綱を定めて独自に個人情報保護の規律を定めてきました。

これらを個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）の下に集約し、官民・事業分野を横断してのデータ流通にも対応した統一的な法として整理することです。

#### イ 所管（監督機関）の一元化

内閣府の外局である「個人情報保護委員会」が、国・自治体・民間事業者を一括して監視・監督し、ガイドラインや助言により、制度の一体的な運用を図ることです。

### (3) 市に適用される規律の内容

法律第5章「行政機関等の義務等」の規定が適用されます。内容としては、これまで国の行政機関を対象とする規律であった「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」に準拠したものになっています。

す。

### 3. 市民生活への影響

市の個人情報保護制度のルールは、もともと法に準拠した内容としてきたことから、今回の改正により法律が直接適用されることになっても、市民生活への影響はありません。

### 4. 市個人情報保護条例への影響

#### (1) 現行の条例は廃止

法律が直接市に適用されることに伴い、市独自に個人情報保護制度のルールを定めていた現行の条例はその意義を失うことから、廃止します。

#### (2) 新条例を制定

##### ア 市長部局、教育委員会など（議会を除く行政機関）

個人情報の開示手続に係る費用の定めや市が設置する附属機関（日高市情報公開・個人情報保護審査会）への諮問事項の定めなど、法律で条例に委任された事項を定めるため、新たに法律施行条例を制定します。

※ なお、同じ個人情報保護に関する条例ではありますが、内容が大きく様変わりするというだけでなく、自主条例から法律施行条例へと条例の存在意義そのものが変更になることから、現行条例の改正ではなく、新条例を制定して対応します。

##### イ 議会

議会については、国の国会に相当する存在として、法律の適用対象から除かれました。そのため、独自に議会を対象とする条例、規程等を定めて個人情報保護のルールを定めるべきとされています。

### 5. 今後の予定

令和4年11月

令和4年第6回（12月）定例会に新条例の議案を提出予定

※ 併せて、日高市情報公開・個人情報保護審査会条例及び日高市情報公開条例の改正を予定

令和5年4月1日

新制度の施行